

クレジットカードの使い方を考えよう！

クレジットカードは、キャッシュレスで決済が可能なツールの一つです。しかし、便利な反面、支払方法を確認せずに使用すると予想外の手数料を請求されることや、支払残高が高額になっていることに気付かないことがあります。さらに、支払いを延滞すると個人情報信用機関に記録が残り、将来不利益を被ることがあります。



相談事例

- クレジットカードで限度額まで買い物をしてしまい支払えなくなったので、消費者金融で借金をして支払いをしたが、その後借金の返済ができなくなった。
- 20万円のパソコンをクレジットカードのリボ払いで購入した。1年以上経過し、利用明細を確認すると、支払残高が30万円以上あることに気が付いた。
- 未成年の息子が、親に内緒でクレジットカードを作ろうとカード会社に申し込みをしたところ、未成年だったため、カード会社から親に確認の電話があり発覚した。



注意

- 「分割払い」、「リボルビング払い」を選択した場合には所定の手数料が発生します。特に、リボルビング払いは、毎月の支払額が一定となる仕組みですが、残高に対して手数料が発生するため、残高が多く、支払金額が少ない場合等には、支払いがなかなか終わらないといった事態に陥る恐れがあります。支払い方法の選択に十分注意するとともに、支払いできる範囲で買い物をするようにしましょう。
- 未成年者が契約をするにあたっては、原則として親権者等の同意が必要であり、同意を得ずになされた未成年者契約は取り消すことができます。しかし、令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳になるとこれまで必要とされていた親権者等の同意がなくてもクレジットカードをつくるなどの契約をすることができます。トラブルに遭わないために、クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解した上で利用するようにしましょう。

ポイント

- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)